

社会福祉法人回生会

地域密着型特別養護老人ホームアゼリア・デイサービスセンターアゼリア (指定地域密着型介護老人福祉施設・指定地域密着型通所介護)

運営推進会議規則（要綱）

（趣旨）

第1条 この規則（要綱）は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第157条の規定に基づき設置する社会福祉法人回生会地域密着型特別養護老人ホームアゼリア及びデイサービスセンターアゼリア運営推進会議（以下「運営推進会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（運営推進会議の設置目的）

第2条 運営推進会議は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者及び指定地域密着型通所介護事業所である社会福祉法人回生会（以下「事業者」という。）が行う地域密着型特別養護老人ホームアゼリア及びデイサービスセンターアゼリア（以下「事業所」という。）が地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、法令に定められた責務を遂行し、その運営方針の策定及び実施状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた適切な事業運営の確保とサービスの質の向上を図ることを目的として設置する。

（組織）

第3条 運営推進会議は、次に掲げる者を必要に応じて構成する。

- | | |
|--|------|
| (1) 事業所の利用者（入居者の代表者） | 1名以上 |
| (2) 事業所の利用者（入居者）の家族 | 1名以上 |
| (3) 事業所が所在する区域の地域住民の代表者
(蟹作町民生委員、町内会長、老人会会長等) | 3名 |
| (4) 人吉市職員 | 1名 |
| (5) 知見を有する者 | 1名 |
| (6) 前6号に掲げる者のほか、事業者の代表者が必要と認める者 | |

2 前項の各号に掲げる者（以下「会議構成員」という。）は、事業者の代表者が委嘱する。

（会議構成員の任期）

第4条 会議構成員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の会議構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 運営推進会議の会議（以下「会議」という。）は、事業所の管理者が招集する。

2 会議は、会議構成員、事業所の管理者及び事業所の管理者が指名する事業所の職員の参加をもって開催する。

3 会議の議長は、事業所の管理者が掌る。

4 会議の議長は、会議における議事の参考に供するために必要と認める場合は、利害関係を有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 会議の開催は以下のとおりとする。

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業所：2月に1回以上（年6回以上）
- ・地域密着型通所介護サービス事業所：6ヶ月に1回以上（年2回以上）

但し、定例会議のほか、事業者の管理者が必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催するものとする。

（会議の議題）

第6条 会議の議題は、次に掲げる内容とする。

（Ⅰ）必須の議題

（1）運営方針関連

- ・運営方針の策定及び変更（策定及び変更時に議題とする。）
- ・運営方針の実現のための具体的方策の検討（方策検討時に議題とする。）
- ・運営方針の実施状況の報告及び評価（毎回または定期的に議題とする。）

（2）活動状況の報告及び評価関連

- ・サービスの提供内容に対する評価及び要望・助言等
- ・地域交流の実施状況に関する評価及び要望・助言等
- ・事故やヒヤリハット事例、改善取り組みの評価及び要望・助言等
- ・苦情及び要望への対応の評価及び並びに要望・助言等
- ・災害発生時の被害状況、職員配置、避難状況等

（3）介護保険外サービスの費用負担関連

- ・介護保険外の費用受領ルールの評価
- ・介護保険外の費用の収受・支払い状況の報告及び評価

（Ⅱ）その他の議題

（1）従業員の資質の向上関連

- ・従業員の各種研修受講の状況の報告及び評価
- ・職員の退職や異動の入れ替わりの状況等を報告、意見の聴取

（2）事業所運営に係る報告

- ・利用者数及び新規入居者・退居者数等
- ・人員配置の変動
- ・事業所単体又は運営法人の収支・決算状況（会計年度ごと）
- ・行政から受けた指導の内容（実地指導を含む）及び改善状況

（3）その他

- ・地域住民が参加する事業者主催の催しの提案・企画
- ・地域で開催される催しへの参画・協力内容
- ・民生委員や町内会長等による在宅要援護者支援活動との連携
- ・市外からの転入者の受け入れに関する報告及び評価

（Ⅲ）前2号に掲げるもののほか、事業所の管理者が必要と認める事項

（会議の通知等）

第7条 事業所の管理者は、会議構成員に対し、書面送付及び管内掲示等により会議を開催する旨の通知を行うものとする。

2 前項の通知には、開催日及び第6条に規定する議題の内容等を記載するものとする。

（記録の作成および公表）

第8条 事業者は、会議の結果に関して、第6条に定める議題についての記録を作成す

るとともに、当該記録を公表することができるものとする。

(I) 記録の公表

- ・議事の概要を公表する
- ・公表は、事業所窓口において行う
- ・公表にあたっては、一般住民へ開示する。
- ・公表にあたっては、利用者及び家族の個人情報の保護に配慮する。
- ・公表方法については、事業所窓口にファイリングして設置し、かつ事業所の広報紙並びにホームページに掲載する。

(2) 記録の保管および会議の会議録は、5年間保存する。

(3) 会議終了後は、会議の会議録・資料等の写しを人吉市高齢者支援課介護保険係へ報告する。

附 則

この規則（要綱）は、平成23年9月1日から施行する。

この規則（要綱）は、平成28年4月1日から改定・施行する。

この規則（要綱）は、令和4年4月1日から改定・施行する。